

北部シャトル便運行ルートの変更（バス停移設）について

1. 変更の内容

北部シャトル便「北6 深谷市民文化会館前」バス停について、現在立地している敷地において新たに建設される「深谷市幼稚園・こども館複合施設（以下、「こども館」と表記）」の建設工事に伴い、敷地東側道路を挟んで隣接する用地に敷設されるこども館来場者駐車場の敷地内へ移設するものです。

2. 経緯・目的

当該バス停は現在、深谷公民館駐車場敷地内にバスの滞留場所を備えた上でバス停設置されておりますが、こども館の建設工事開始に伴い敷地内への進入が全面的に不可となります。

そのため、こども館建設工事に先立って実施された来場者駐車場敷設工事の完了に合わせ、当該バス停の位置を駐車場内の適切な位置に移設いたします。移設によりバスの運行経路が一部変更となりますが運行時刻の変更はしないため、北部シャトル便の運行ダイヤに変更は生じないほか、バス停の名称変更は行いません。

※現在バス停が立地している敷地について、9月1日より埋設物調査工事が開始され敷地内への進入が不可となります。そのため、9月1日から認可取得が完了するまでの間は当該バス停には停車しないこととして運行いたします。

3. 変更に係る各種対応

①ルートの変更（バス停移設に伴う一部経路の変更）

【深谷駅（北口）行】【渋沢栄一記念館行】【新戒行】

※P2～P4 図面を参照

②バス停位置の変更

「北6 深谷市民文化会館前」：深谷公民館駐車場敷地内

➡：こども館来場者駐車場敷地内

③変更日（予定）

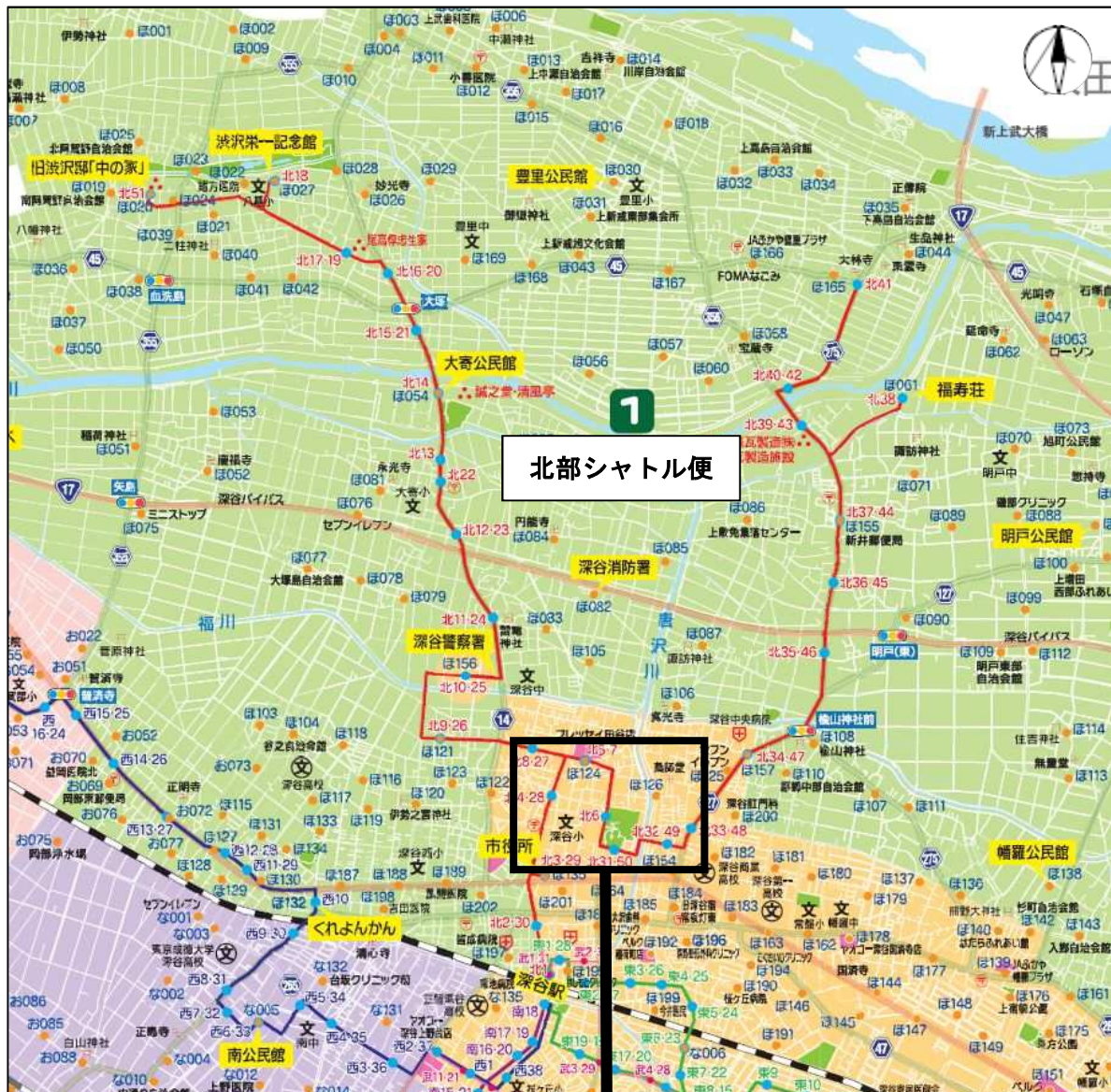
令和6年10月25日（金） 第1便より変更運行

④事業計画の変更等※

- 1) 北部シャトル便ルートの変更
- 2) 停留所の移設
- 3) 停留所間のキロ程の変更

※道路運送法に基づく本事業計画の変更については、関東運輸局埼玉運輸支局に確認の上、適切に手続きを行います。

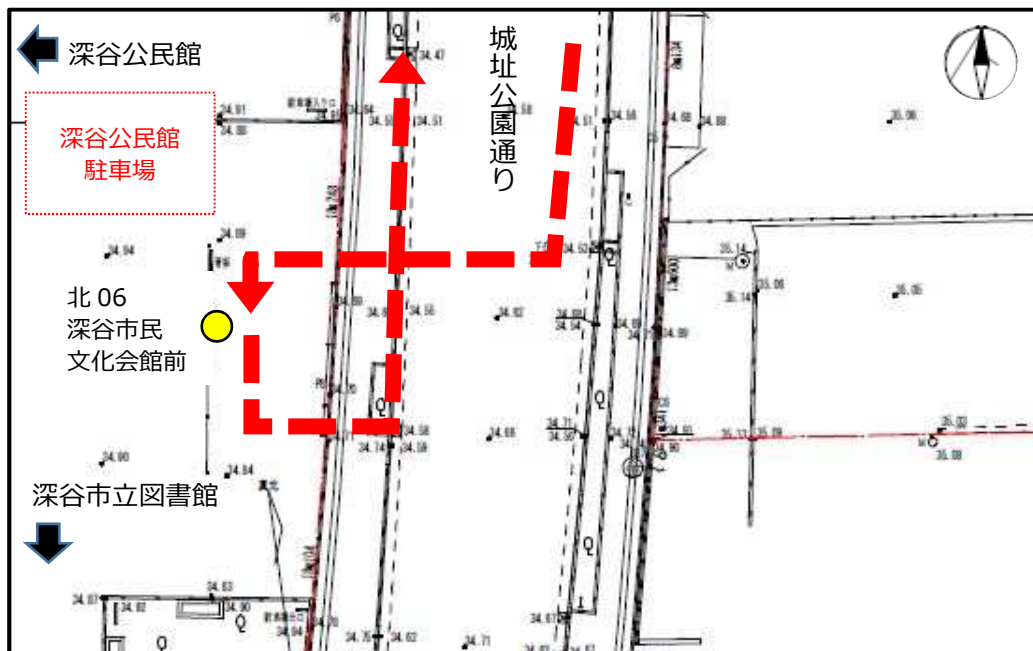
【ルート変更 位置図】



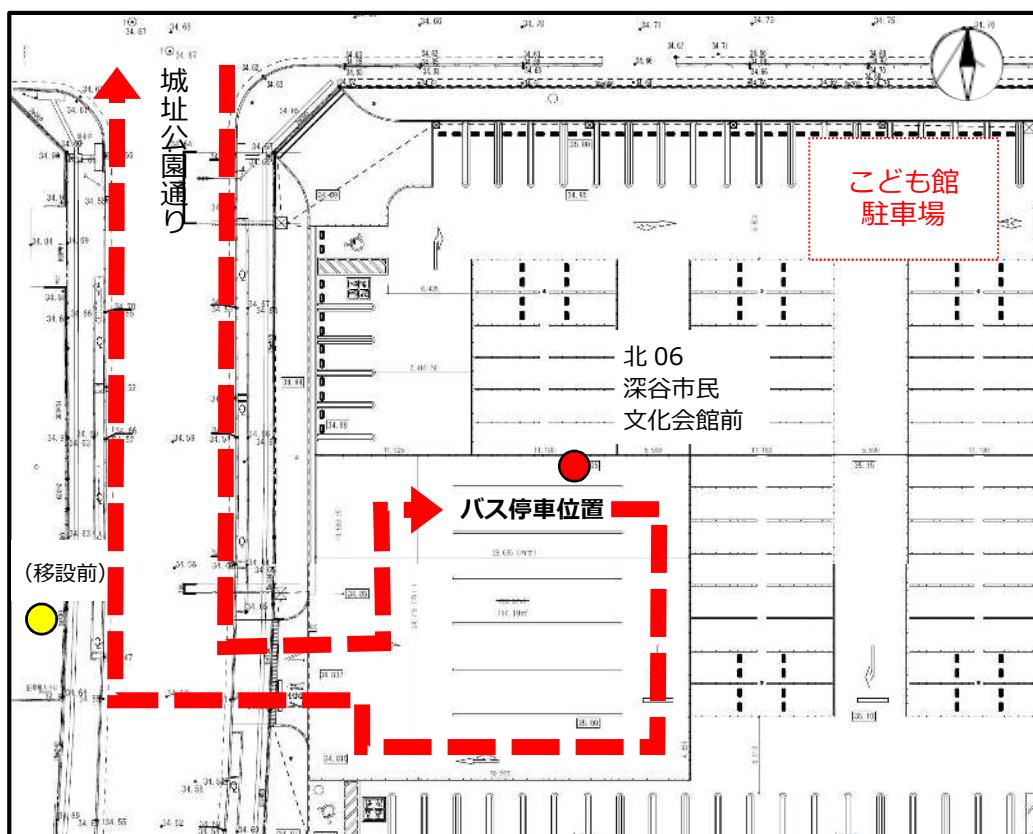
該当バス停
「北 06 深谷市民文化会館前」

① 渋沢栄一記念館方面の運行ルート【深谷駅（北口）行】【渋沢栄一記念館行】

【現在の運行ルート】

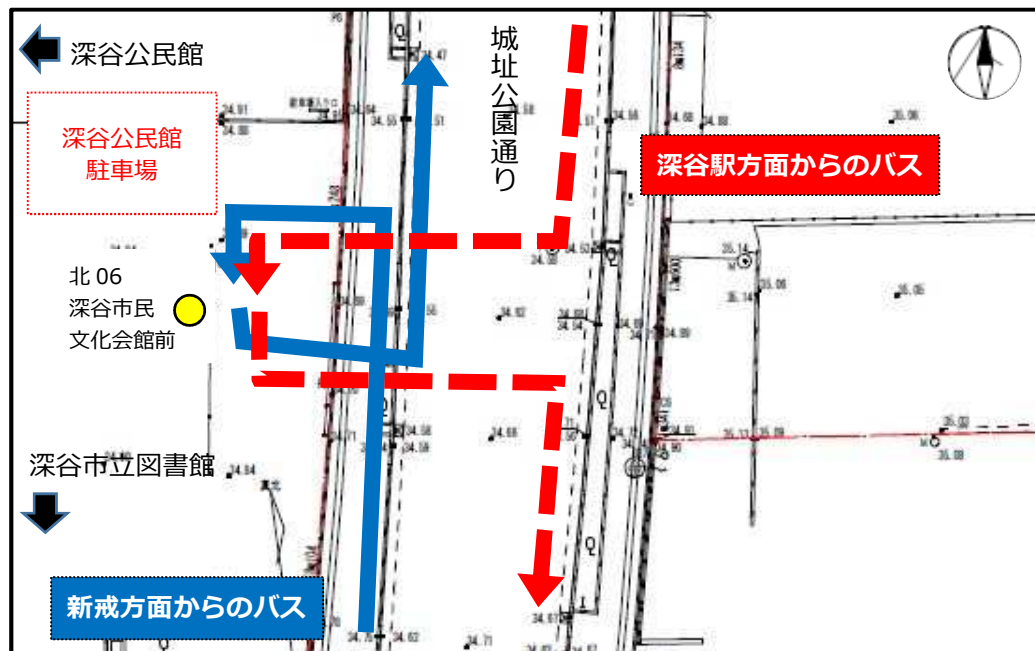


【変更後の運行ルート】



②新戒方面の運行ルート 【深谷駅（北口）行】【新戒行】

【現在の運行ルート】



【変更後の運行ルート】

